

<<<新旧対照表>>>

○多治見市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年12月19日告示第100号）の一部を改正する告示
新旧対照表

部署名：財政課

新	旧
○多治見市特定建設工事共同企業体取扱要領 平成6年12月19日告示第100号 (構成員の要件等) 第3条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者でなければならない。 (1) 発注する工事に対応する業種について、多治見市競争入札参加資格者名簿に登録された建設業者（以下「有資格業者」という。）であること。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する同法許可業種のうち発注する工事に対応する業種について、当該会社として許可を受けて3年以上営業していること。 (3) 建設業法別表第1に規定する同法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。 2 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とし、多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号）に定める当該工事ランクに該当する等級格付の者と直近下位2等級までの者との組合せとする。ただし、構成員の数が3社の場合で、市長が経済状況等を勘案して特に認めたときは、直近下位3等級までの者との組合せができることとする。 3 前各項に定めるもののほか、共同企業体は、次の要件を満たさなければならない。 (1) 共同企業体の構成員のいずれかが当該工事と同種の工事を施工した経験があること。 (2) 工事の施工は共同施工方式（甲型）とし、共同企業体の構成員の出資比率はア又はイに掲げる構成員数に応じア又はイに定める割合を下回っていないこと。 ア 2社の場合 30% イ 3社の場合 20% <u>(3) 市長は、前号の規定にかかわらず、必要があると認められるときは、各構成員の出資比率を別に定めることができる。</u> <u>(4) 共同企業体の代表構成員は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員のうち最大とすること。</u>	○多治見市特定建設工事共同企業体取扱要領 平成6年12月19日告示第100号 (構成員の要件等) 第3条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者でなければならない。 (1) 発注する工事に対応する業種について、多治見市競争入札参加資格者名簿に登録された建設業者（以下「有資格業者」という。）であること。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する同法許可業種のうち発注する工事に対応する業種について、当該会社として許可を受けて3年以上営業していること。 (3) 建設業法別表第1に規定する同法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。 2 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とし、多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号）に定める当該工事ランクに該当する等級格付の者と直近下位2等級までの者との組合せとする。ただし、構成員の数が3社の場合で、市長が経済状況等を勘案して特に認めたときは、直近下位3等級までの者との組合せができることとする。 3 前各項に定めるもののほか、共同企業体は、次の要件を満たさなければならない。 (1) 共同企業体の構成員のいずれかが当該工事と同種の工事を施工した経験があること。 (2) 工事の施工は共同施工方式（甲型）とし、共同企業体の構成員の出資比率はア又はイに掲げる構成員数に応じア又はイに定める割合を下回っていないこと。 ア 2社の場合 30% イ 3社の場合 20% <u><新設></u> <u>(3) 共同企業体の代表構成員は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員のうち最大とすること。</u>